

# 第1章

## 計画の概要



# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の趣旨

近年、少子高齢化・核家族化の進行、経済の低成長、地域の連帯感の希薄化などにより、子どもや家庭を取り巻く社会環境は大きく変化してきました。

このような中、国では「エンゼルプラン」（平成6年）、「少子化対策推進基本方針」及び「新エンゼルプラン」（平成11年）などにより、少子化対策を推進してきました。しかし、出生率の低下は続いており、1人の女性が生涯に生む子どもの数の平均値である合計特殊出生率は、平成17年に1.26と過去最低を更新しました。以後、横ばいもしくは微増傾向が続いていますが、平成25年時点では、1.43と依然低い水準で推移しています。このため、子どもを安心して健やかに生み育てることのできる社会、子育てをする人が子育てに伴う喜びを実感できるような社会を形成していくことが、より必要とされています。

こうした少子化の流れを変えるため、平成15年7月には「次世代育成支援対策推進法」が制定され、この法律に基づき、松山市では、平成17年3月に「子どもの視点の尊重」、「すべての子どもと家庭の支援」、「社会全体での子育ての支援」を基本理念とする「前期まつやま子育てゆめプラン」を策定しました。さらに、平成22年には、前期計画の成果や課題を踏まえ、平成22年度から平成26年度を計画期間とする「後期まつやま子育てゆめプラン」を策定し、地域での子育て支援や子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備などに努めてきました。

そうした中、平成24年8月、子ども・子育て関連3法（「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）が成立し、公布されました。子ども・子育て関連3法に基づく子ども・子育て支援新制度では「保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本的な認識のもとに、幼児期の学校教育及び乳幼児期の保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することとしています。

本計画は、これまでの次世代育成支援対策の取り組みの進捗状況、課題を整理し、子ども・子育て関連3法に基づき、平成27年4月から始まる子ども・子育て支援新制度を推進するための事業計画として策定するものです。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づき、すべての子どもたちと子育て家庭を対象に、松山市が平成 27 年 4 月から進めていく子ども・子育て支援事業の目標や方向性を示した「市町村子ども・子育て支援事業計画」とします。また、平成 22 年度から平成 26 年度までを計画期間とする松山市次世代育成支援行動計画（後期まつやま子育てゆめプラン）を継承し、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」としても位置付けます。なお、この計画の中で、「子ども」とは、概ね 18 歳以下、「小学校就学前子ども」とは、小学校就学の始期に達するまでの子どもをいいます。

また、本計画は、国の動向や市の現状を踏まえるとともに、これまでの市の取り組みとの継続性を保ち、同時に様々な分野の取り組みを総合的、一体的に進めるために、既存計画との整合性も図りながら、地域社会での協働のもと、幼児期の学校教育、児童福祉、母子保健及びその他子育て支援での環境整備等、次世代育成に関わる施策を推進するためのものです。

さらに、松山市の子ども・子育て支援事業を着実に推進していくために、行政のみならず、市民一人一人をはじめ、各家庭や学校・地域・職場など、社会全体で積極的に取り組みを推進するものです。

## 3 計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援法に基づいて定められた基本指針に即して、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年を一期とした計画期間とします。

ただし、社会・経済情勢の変化や、松山市の子どもと家庭を取り巻く状況や保育ニーズの変化に合わせ、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	35 年度	36 年度
(第 1 期計画期間)									
					(第 2 期計画期間)				

## 4 計画の策定方法

本計画は、次世代育成支援対策推進法に基づき作成した地域行動計画（以下、後期まつやま子育てゆめプラン）に記載して実施している施策の評価等を行い、本市の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業等の利用の現状分析と今後の利用希望調査（ニーズ調査）の実施結果を踏まえて、総合的に目標設定を行いました。また、計画策定の段階から、松山市子ども・子育て会議にて審議を行い、子どもの保護者や事業関係者及び学識経験者などからの意見も取り入れて計画づくりを進めました。

### （1）ニーズ調査の実施

本計画の策定にあたり、子育ての状況や生活の実態、幼児期の教育及び乳幼児期の保育に対するニーズ等を把握するため、小学校就学前児童及び小学校児童（小学1～4年生）の中から無作為に抽出した世帯を対象に、平成25年11月19日～12月13日の期間、「松山市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

#### ■「松山市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の概要

調査対象	小学校就学前児童のいる世帯	小学校児童のいる世帯
標本数	5,000世帯	5,000世帯
調査方法	郵送配布一郵送回収	
回答数 (有効回答数)	2,901 (2,899)	2,875 (2,869)
回収率	58.0%	57.4%
全体回収率	57.8%	
調査時期	平成25年11月19日～平成25年12月13日	
調査地区	市内全域	

### （2）策定体制

事業計画の策定過程では、子どもの保護者、幼稚園や保育所等及び子育て支援事業に従事している事業関係者、学識経験者からなる「松山市子ども・子育て会議」を設置し、その会議の中で審議を行い、パブリックコメント（意見公募手続）を経て作成しました。

なお、事業計画の策定にあたり、市内では、保健福祉部と教育委員会をはじめとした関係各課との連携を図るとともに、平成26年度からは「子ども・子育て担当部長」を配置するなど、推進体制を強化しました。

■策定体制のイメージ

